

第 2 3 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の改正に伴い、等級別基準職務表に関し規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表に定めるとおりとする。

第6条第4項中「職を」の次に「前項に規定する幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表及び」を加える。

第7条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第1項中「教育委員会規則」を「台東区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第7項中「第2項から第4項まで」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、東京都台東区職員の分限に関する条例（昭和35年3月台東区条例第5号）第7条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号級下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号級以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第7条の3中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第 15 条第 2 項第 2 号中「別表第 2 」を「別表第 3 」に改める。

第 24 条第 1 項第 4 号中「東京都台東区職員の分限に関する条例（昭和 35 年 3 月台東区条例第 5 号）第 2 条」を「東京都台東区職員の分限に関する条例第 2 条第 1 項」に改める。

第 29 条第 2 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

## 付 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い )

2 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年 3 月台東区条例第 1 3 号）付則第 4 項及び第 5 項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の第 7 条第 6 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

### ( 委 任 )

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。